

「第265回判例・事例研究会」

日 時	平成30年8月8日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 平木太生

【判例】

事件の表示	事 件 名 損害賠償等請求事件 管轄裁判所 東京地方裁判所 事 件 No. 平成27年(ワ)第2418号 判 決 東京地判平成29年9月29日
事案の概要	<ul style="list-style-type: none">・被告会社は、平成22年10月に設立された、建築・土木工事の施工・請負・監理等を目的とする株式会社（取締役会非設置会社かつ監査役非設置会社）。・Y1社の定款22条1項は、「当社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役社長1名を定めた上に、さらに他の代表取締役を定めることができる」と、同条3項は「社長は当社を代表し、会社の業務を執行する」と定めていた。・平成26年10月27日付けで、Y1取締役Dの名義で、Xに対し、Y1の債権者に対する支払にかかる業務を月額5万円で委託する旨の業務委託依頼書が作成された。
争 点	取締役会非設置会社において代表取締役が選定された場合でも、定款に別段の定めがない場合には、会社の業務は、取締役の過半数をもって決定することが必要か。

<p style="text-align: center;">判 旨</p>	<p>代表取締役は株式会社の業務に関する一切の裁判外の行為をする権限（代表権）を有するが（会社法349条4項）、取締役会設置会社以外の株式会社において取締役が2人以上ある場合、会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き取締役の過半数をもって決定するものとされており（会社法348条2項）、代表取締役が選定された場合であっても、他の取締役の有する同項所定の権限が当然に失われるものではないと解される。</p> <p>これを本件業務委託契約についてみると、前提事実(1)ア及び弁論の全趣旨を総合すると、被告会社は取締役会設置会社ではなく、代表取締役以外の取締役の同項所定の権限を制限する旨の定款の定めは設けられていないことが認められるところ、本件業務委託契約は、被告会社の下請業者等に対する支払を被告会社の外の第三者に委託することを内容とし、その締結の決定は被告会社の業務に係る判断であって、被告会社において、本件解任前の原告又はAが取締役として単独で決定することができたものとはいえない。</p> <p>そして、被告会社の取締役の過半数が本件業務委託契約の締結に賛成していたことを認めるに足りる的確な証拠はなく、また、本件全証拠によっても、平成26年10月26日まで被告会社の代表取締役であった原告がこれらの事情を知らず、又は知り得なかったというべき事情は認められないから、本件業務委託契約は効力を生じない。</p>
---	---